

岩手大学依頼分析要項

令和2年12月15日 制定
令和5年 9月21日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要項は、岩手大学研究支援・産学連携センター(以下「センター」という。)が所有する分析機器及び共同利用登録分析機器を用い、依頼を受けて分析等の作業(以下「依頼分析」という。)を行うことに関し、必要な事項を定める。

(依頼分析の申込)

第2条 依頼分析を希望する者は、依頼分析内容ごとに「岩手大学研究支援・産学連携センター依頼分析申込書(別紙様式)」を岩手大学研究支援・産学連携センター長(以下「センター長」という。)に提出し、承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の申込みを受けたときは、岩手大学(以下「本学」という。)の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

(依頼分析料の納付)

第3条 前条の承認を得た者は、センター長が別に定める依頼分析料を指定した期日までに納付しなければならない。ただし、申込者が本学の職員の場合は、申込者の予算から原則として当該年度内に振り替えることとする。

2 納付された依頼分析料は、還付しない。

(消耗品の負担)

第4条 本学は、依頼分析の内容により、申込者に対し消耗品の持参を求めることができる。

(依頼分析の結果報告)

第5条 センター長は、依頼分析が終了したときは、結果を申込者に報告する。

(不可抗力による試料の損害)

第6条 本学は、天災その他の不可抗力によって生じた試料の損害に対し、その責任を負わないものとする。

附 則

この要項は、令和2年12月15日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

